



災害とボランティアの日

消防本部 総務課
(☎83-2037)

1月17日は「防災とボランティアの日」

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、全国各地からボランティアが駆けつけ、その活動の重要性が広く認識されました。これを期に、防災ボランティア活動の理解を深めようと、毎年1月17日を「防災とボランティアの日」、15日から21日を「防災とボランティア週間」とすることが定められました。

みなさんも、この機会に災害時の対応やボランティア活動について話しあってみませんか。「みんなのまちはみんなで守ろう」を合言葉に、災害に強いまちをつくりましょう。

消防車等の緊急走行に対する ご理解とご協力をお願いします



消防車等がサイレンを鳴らして接近してきたら、道路の左側に寄って進路を譲ってください。

消防車や救急車は、一刻も早く災害現場に急行して消防活動を行い、被害を最小限に食い止めたり、急病人やケガをした人に応急処置を行い、速やかに病院へ搬送するなどの役割を担っています。

このため、消防車などは緊急時に迅速に通行するため、一般の車両より優先して走行することが認められています。

消防車・救急車の円滑な緊急走行のために、市民のみなさん一人ひとりのご理解とご協力をお願いします。



ひとひと 女と男の21世紀

あらゆる暴力を許さない意識づくり

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある（あるいはあった）者からの暴力のことです。また近年、若者の間で交際相手から一方的に暴力や嫌がらせを受ける「デートDV」の被害が深刻になっています。DVは、男女の人権を著しく侵害する行為であり、決して許されるものではありません。さらに当事者だけでは解決が困難で、適切な介入、地域・社会全体の取り組みが必要な問題です。

このため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき、相談、一時保護、カウンセリング、情報提供など、被害者の保護・支援が行われています。

しかし、何より大切なことは男女間に限らず一人ひとりが対等な人間関係を築き、「暴力はどんな場合も許されない」「あらゆる暴力を許さない」という意識を持ち、社会全体で共有することです。

もし自分が暴力を受けていたら、決して一人で悩まないで、下記の専門機関に相談しましょう。また、暴力に悩んでいる人から相談されたり、気付いた場合には、専門機関に相談するように勧めてください。



【問い合わせ・相談先】

山口県男女共同参画相談センター（☎ 083-901-1122）

市民活動推進課（☎ 82-1134）

小野田警察署（☎ 84-0110）・厚狭警察署（☎ 72-0110）



㊤ 自治基本条例とまちづくり（その5）

この数年のうちに各地で制定されている自治に関する新しい条例は、その分野別にみると、まちづくり、環境保全、景観保全、情報公開、市民参加や協働など、さまざまな分野にわたっています。そのなかで、先行事例から見た「自治基本条例の要件」について考えてみました。

自治の基本を定めたものであるという観点から見ると、①自治の基本理念やビジョンを示していること②市民の権利や責務を規定していること③自治を実践するための制度や仕組みが規定されていること④行政・議会の責務を規定していること⑤自治体の最高規範として、他の条例や計画などの立法指針・解釈指針となっていることなどではないかと考えます。



上記の点を盛り込んだ自治基本条例は、市民参画についての基本的な取り決めに定めた市民参加型条例と比べ、その規定は広範囲にわたります。そのため、先行市の条文の数は、市民参加型条例では20条前後、自治基本条例では40条前後が多いようです。

現在、本市では公募市民による「自治基本条例をつくる会」が中心となり、条例の素案についての報告書（提言書）の作成に向けて作業が続けられています。

秘書行革課（☎ 82-1135）